

令和 4 年和泉市教育委員会第 1 回臨時会

日 時:令和 4 年 3 月 3 日(木) 午後 3 時 30 分から
場 所:和泉市役所 3 階 3A・3B 会議室

出席者 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	本間 法之
委員	藤原 安次
委員	深堀 知子
委員	久米 ひろみ

事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	並木 敏昭
教育指導監	大槻 亮志
教育・こども部理事 (こども未来担当)	飯阪 陽次
学校教育室長	大野 浩昭
学校教育担当次長兼学校園管理室長	辻野 喜信
こども未来室長	森 博紀
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
学校園管理室教育施設担当課長	藤原 寛
教育総務課長	鍛冶 公哉
教育総務課総括主幹兼総務係長	岩井 靖久
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	川崎 由美
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	辻野 明子
生涯学習推進室長	西田 尚司

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 審議事項
 - 議案第5号 令和4年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について(その1)
補正予算について(令和3年度予算補正予算)
案件1 保育士等処遇改善報酬等
 - 議案第6号 令和4年和泉市議会第1回定例会に提出する議案について(その2)
補正予算について(令和4年度予算補正予算)
案件1 保育士等処遇改善報酬等
 - 議案第7号 和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について
 - 議案第8号 和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事について
(非公開)
4. 報告事項
 - (1) 槇尾中学校区学校開校準備委員会における進捗状況について
 - (2) 和泉市教育振興基本計画の改訂について
 - (3) 和泉市教育振興基本計画(令和4年度行動計画編)(素案)について
 - (4) 頑張れ！和泉テクノFCにかかるガバメントクラウドファンディングの結果について
 - (5) 美術館茶室耐震補強にかかるガバメントクラウドファンディング第2弾の結果について
5. その他の報告事項等
6. 閉会

小川教育長	それでは、定刻となりましたので、令和 4 年和泉市教育委員会第 1 回臨時会を開会します。 まず、第 1 回及び第 2 回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ありませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、第 1 回及び第 2 回定例会の会議録について承認することとします。 続きまして、今回の会議録署名委員の指名ですが、久米委員と深堀委員にお願いします。 それでは、議事に入ります。 本日は、審議事項 4 件、報告事項 6 件になります。 議案第 5 号「令和 4 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 1) 補正予算について(令和 3 年度予算補正予算)」と、議案第 6 号「令和 4 年和泉市議会第 1 回定例会に提出する議案について(その 2) 補正予算について(令和 4 年度予算補正予算)」は関連しますので、一括して説明願います。
森室長	こども未来室の森です。 資料 2 ページが令和 3 年度補正予算、資料 4 ページが令和 4 年度補正予算の説明書になります。 補正の金額は、令和 3 年度として令和 4 年 2 月～3 月分で 330 万円、令和 4 年度の 1 年間分で 2,644 万円です。 補正の理由は、保育士等を対象に賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、収入を 3%程度引き上げるための措置が国において実施されるものです。こちらは、会計年度任用職員の保育士、幼稚園教諭及び支援員が対象になります。 また、人事院勧告による期末手当の改正及び 61 歳以上の会計年度任用職員について定期昇給の見直しが実施されるものです。こちらは、全会計年度任用職員が対象になります。 このことから、本市の公立保育園・幼稚園及び留守家庭児童会に勤務する会計年度任用職員に係る経費について補正予算要求するものです。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何か質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 5 号案件 1、議案第 6 号案件 1 について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

	【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 5 号、議案第 6 号は、原案どおり可決します。 なお、用務員、調理員、支援学級介助員等の会計年度任用職員についても、3 月 1 日付けで人事院勧告に基づく報酬改定通知を受けたことから、補正予算での対応が必要となり、教育委員会で審議いただく必要がありますが、本日の臨時会には間に合わず、また、市議会への議案提出期限が 3 月 15 日であることから、緊急やむを得ないものとし、教育長の臨時代理として対応し、次回の定例会で報告します。 続きまして、議案第 7 号「和泉市留守家庭児童会条例施行規則の一部を改正する規則制定について」、こども未来室から説明願います。 こども未来室の森です。 資料 12 ページをお願いします。 改正の理由は、入会児童数の増減に伴い、クラスを新設または閉鎖するため、定員に関する規定を改正するものです。入会児童数が増加した国府・鶴山台南・いぶき野・南松尾はつが野の 4 ケ所の留守家庭児童会において、それぞれ 1 クラスずつ増加させ、入会児童数が減少した鶴山台北・光明台北の 2 ケ所の留守家庭児童会においては、それぞれ 1 クラスずつ減少させることにより、令和 4 年 4 月からは令和 3 年度より 2 クラス増加の 62 クラスでの運営とするものです。 施行期日は、令和 4 年 4 月 1 日です。 以上です。 小川教育長 ただいま説明が終わりましたが、何か質問等ございませんか。 ないようでしたら、お諮りします。 議案第 7 号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 7 号は、原案どおり可決します。 続きまして、議案第 8 号「和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事について」ですが、人事に関わる案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きに基づき、非公開とすることにご異議ございませんか。 【異議なし】 ご異議ないようですので、議案第 8 号は非公開としますので、すべての案件終了後に取り扱うこととし、報告事項に移ります。
--	--

鍛冶課長	それでは、報告事項 1「槇尾中学校区学校開校準備委員会における進捗状況について」、事務局（教育総務課）から説明願います。 教育総務課の鍛冶です。 資料 15 ページをお願いします。 (仮称)槇尾学園の開校に向け、現在、PTA 代表等で構成する学校開校準備委員会において、校章・制服について検討を行っているところです。 校章については、校旗や卒業証書などに使用される学校のシンボルとなるもので、児童生徒の思い・アイデアを活かしながら、最終的にはデザイン会社等の専門家によるデザイン化により決定します。今後は、児童生徒への投げかけについて学校と調整を行ったうえで、令和 4 年 7 月を目途に決定していく予定です。 次に、資料 16 ページをお願いします。 制服の検討については、これまでも開校前からの導入についての要望があり、現在の制服の継続使用も可能としながら、令和 5 年度から新しい制服の購入が可能となるよう、検討を開始したところです。 2 月 7 日から 17 日の期間に、槇尾中学校区の児童生徒及び就学前児童の保護者あてに、「導入について」と「導入する場合の要望等」についてアンケート調査を実施しました。その回答状況としては、「全学年で制服導入を希望する」の答えが約 9 割となっており、その他意見としては、「制服、私服をどちらでも選べる」という内容でした。導入する場合の主な要望としては、デザインに関しては「ブレザータイプ」、「統一感のあるデザイン」、「男女兼用など多様性への配慮」などの意見があり、機能面では「家庭での洗濯が可能」、「着心地」、「耐久性」等について挙げられております。価格については、「できるだけ安価に」、「平均的な価格で」といった意見が挙げられております。今後は、今回の要望等を制服メーカー各社へ伝え、提案・参画の依頼を進めます。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何か質問等ございませんか。 続きまして、報告事項 2「和泉市教育振興基本計画の改訂について」、報告事項 3「和泉市教育振興基本計画(令和 4 年度行動計画編)(素案)について」を一括して説明願います。
鍛冶課長	教育総務課の鍛冶です。 別冊の基本方針編の資料をご覧ください。 本件は、令和 4 年第 2 回定例会で、本計画に対するパブリックコメント結果として、「意見なし」であったことをお伝えしたところです。本計画は、教育大綱に基づくものであることから、本日の総合教育会議において教育大綱については修正なしとなったことを踏まえ、令和 3 年第 11 回定例会にて示しました内

	容を最終案といたします。今後は、令和 4 年第 3 回定例会で審議事項として提出予定です。 次に、別冊の令和 4 年度行動計画編の素案をご覧ください。 行動計画編については、大綱の改訂等に伴う基本計画、基本方針編の改訂内容、令和 4 年度予算等にあわせて更新を行うものとなっています。 本日の資料は、現時点での素案となっていますが、令和 4 年和泉市議会第 1 回定例会での議決をもって予算が確定することから、同じく 3 月 31 日の令和 4 年第 3 回定例会で、正式にお示しします。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何か質問等ございませんか。 続きまして、報告事項 4「市を被告とする訴訟の結果について」、学校園管理室から説明願います。
藤原課長	学校園管理室教育施設担当の藤原です。 資料 17 ページをお願いします。 事件名は行政財産目的外使用許可取消処分取消請求事件で、原告は株式会社永輝商事、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電設備設置事業者です。 内容は、市が行った光明台北小学校における行政財産目的外使用許可の取消処分について、当該事業者が本件取消処分は違法であるとして、当該処分の取消しを求め、大阪地方裁判所に訴えの提起をしたものです。 市としても、平成 30 年の台風 21 号における太陽光パネル等の飛散事故について、事業者の責めに帰すべき事由があるとして、当該取消処分の正当性を主張し、争ってきました。令和 4 年 1 月 27 日に判決が下され、その内容は、原告の訴えを却下し、訴訟費用は原告の負担とするとのことでした。その後、控訴期限である令和 4 年 2 月 10 日を過ぎても原告側の手続きが無かったことから、2 月 11 日に判決が確定したものです。 これにより、市有施設の屋根貸しによる太陽光発電設備設置事業に係る訴訟は全て終結しました。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何か質問等ございませんか。
深堀委員	判決の内容が却下になっています。却下というのは、実態的な判断をしないで門前払いという意味になるのですが、却下した理由を教えてください。
藤原課長	判決の主な理由は、本件使用許可期間の末日である令和 3 年 3 月 31 日を経過後においては、取消処分が取り消されたとしても、原告は適法に、光明台北小学校の屋上を使用する法的地位を回復することができない。このことから、訴えの利益が無いということで却下されました。

小川教育長	他に質問等ございませんか。 続きまして、報告事項 5「頑張れ！和泉テクノ FC にかかるガバメントクラウドファンディングの結果について」、報告事項 6「美術館茶室耐震補強にかかるガバメントクラウドファンディング第 2 弾の結果について」を一括して説明願います。
西田室長	生涯学習推進室の西田です。 資料 19 ページをお願いします。 令和 3 年第 10 回定例会にて報告申し上げたガバメントクラウドファンディングの結果について報告します。 募集期間は、令和 3 年 10 月 1 日から 12 月 29 日までの 90 日間で、目標額 350 万円に対し、延べ 33 人から 96 万 3,000 円の寄付がありました。なお、経費である 3 万 7,835 円は、今回の事業主体が市とは異なるため、寄附にかかるポータルサイト掲載料やクレジットカード手数料などの経費として差し引き、92 万 5,165 円をテクノ FC へ支援することとなります。 いただいた寄附は、令和 4 年度に実施予定の園児を対象としたサッカー教室等の費用に活用します。 以上です。
辻野次長	生涯学習部の辻野です。 資料 21 ページをお願いします。 同じく令和 3 年第 10 回定例会にて報告申し上げたガバメントクラウドファンディングの結果について報告します。 募集期間は、令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 1 月 29 日までの 90 日間で、目標額 1,000 万円に対し、延べ 74 人から 457 万 9,000 円の寄附がありました。なお、令和 3 年度に実施した第 1 弾との合計寄附金額は 1,087 万 3,500 円となり、令和 4 年度から実施予定の茶室耐震工事費の一部として活用します。 以上です。
小川教育長	ただいま説明が終わりましたが、何か質問等ございませんか。 ないようですので、続きまして、その他報告事項について何かありましたら、事務局からお願いします。
鍛冶課長	次年度の会議日程について、報告します。 本日、机上配付の資料をお願いします。 各委員から事前にいただいた日程と市議会の開催日程等を勘案し、調整した結果、一部の日程で、委員のご都合が合わない日に開催日を設定しているところがあります。 申し訳ございませんが、ご了承賜りますようお願いいたします。

小川教育長	また、令和 5 年第 2 回、臨時会、第 3 回につきましては、市議会の開催日程により、開催日が流動的になる可能性がありますこと、その他の日程につきましても、総合教育会議の開催などにより、開始時刻を変更する場合がありますが、その際にはできるだけ早くご相談します。 会場につきまして、現在改装中の庁舎 3 号館に加えて、新庁舎内にも会議室が開設される予定のため、未定となっているところがあります。決まり次第、報告します。 以上です。 何か質問等ございませんか。 その他報告等ございませんか。
大野室長	令和 4 年度第 1 回校園長会議の開催について、報告します。 本日、机上配付の資料をお願いします。 令和 4 年 4 月 12 日、午後 2 時から、和泉市コミュニティーセンター3 階多目的ホールにて開催を予定しています。案件等整いましたら、後日改めて案内します。お忙しいとは存じますが、出席いただける場合は、3 月 31 日までに教育総務課まで連絡をお願いします。 以上です。
小川教育長	何か質問等ございませんか。 それでは、議案第 8 号「和泉市立小学校・中学校・義務教育学校の教職員一般人事について」を取り扱いますので、本案件に関係のない職員は退席願います。 【非公開にて審議、可決】
小川教育長	それでは、最後になりましたが、本間職務代理におかれましては、3 月 17 日をもって任期満了を迎えます。後任は、桃山学院教育大学学長の中西正人氏が就任されます。 以上をもちまして、本日の臨時会は終了となりますが、ここで少しお時間を頂戴したいと思います。 職員を入室させますので、しばらくお待ちください。 平成 22 年から 3 期 12 年間という長きにわたり、本市教育行政に大変ご尽力いただきました。任期途中、副学長としてもご活躍され、非常にご多忙な中、ご無理をお願いしたところでした。中でも、教育大綱に関して、「生涯学習を通しての学び続ける大切さ」や「教育の中立性」といったことに対し、しっかりとご意見をいただき、私としては非常に心強い限りでした。また、平成 27 年 4 月

本間職務代理	に教育委員会制度が改正された際にも、お力添えをいただきました。あらためて深く感謝申し上げます。 最後に本間職務代理から一言、お言葉をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。 3期12年間、教育委員会に関わりを持ったということで、あらためて感慨深い思いをしております。当時、小川教育長は教育委員会事務局で非常にご活躍されていて、そのような見方もあるのかというのを、私自身、学ばせていただきました。教育委員の先生方や事務局の方々にもお世話になり、この場をお借りし、あらためて感謝を申し上げます。色々ありがとうございました。 就任直後に最初の教科書選定があり、研究室にたくさんの教科書が送られてきたときは驚きました。教育委員も責任を持って選定することを、当時の教育委員である安井先生や井野先生や馬越先生に教えていただきながら、一生懸命読んで教科書選定に携わったことを覚えています。 新型コロナウイルスの影響で最近では行えていませんが、「出かける教育委員会」ということで、あちこちに出向き、PTAの方々と懇談をするというような時間があったり、また、子どもたちと給食を食べるといった経験をさせていただきました。コロナウイルスが収束したら、ぜひ再開して欲しいと願っています。 また、生涯学習・生涯教育の重要性について、最近特に感じており、市全体で学ぶということに対する積極的な意識を市民が持ち、その環境を市が整備すること、市全体で教育レベルが高いまちづくりを行っていただきたいと願っています。その際には、せっかく和泉市にある大学ですので、桃山学院大学も活用していただけたらと思います。 そのように大人たちが何か機会があるごとに学ぶという姿勢を持っていると、子どもたちの学ぶ意欲に良い影響を与えるのではないかと感じています。 現在、世界的にも不穏な空気が流れており、教育の面においても、過去のロールモデルが通用しない時代が目前に迫ってきているのではないかと、身を持って感じており、そのような時に既存の制度にあまり囚われ過ぎても、良いものは残さないといけないのですが、変えるべきものは変えなければいけないので、固定概念が教育の発展を阻害しないように、教育大綱や和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例を推進していくときに、気にかけていただけたらと思います。 生涯学習・生涯教育の第一歩は小中の学びなのだという意識を持って子どもたちが育っていつてくれるような市になっていただければいいなという風に考えております。 これからも和泉市の教育行政が充実して発展していきますことをお祈りいたしまして、私の挨拶に代えさせていただきたいと思います。 どうも、長い間ありがとうございました。
小川教育長	どうも、ありがとうございました。

	それでは、以上をもちまして、本日は終了とします。
--	---------------------------------

令和4年和泉市教育委員会第1回臨時会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

傍聴方法：当日受付

開会時刻 15 分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。（定員数は会場により異なります。）

ただし、人事に関することなど非公開となる案件は傍聴できません。